

# 農家負担金軽減支援対策事業実施要領

平成23年4月1日付け22農振第2305号  
(最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2939号)

各 地 方 農 政 局 長  
國 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長  
国 立 研 究 開 発 法 人 森 林 総 合 研 究 所 理 事 長  
北 海 道 知 事  
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁  
沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫 理 事 長  
全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会 会 長  
農 林 中 央 金 庫 理 事 長  
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

} 殿

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める農家負担金軽減支援対策事業（以下「軽減支援対策事業」という。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

## 第2 事業の内容

要綱第3の1に定める各事業の実施の取扱いについては、別紙1から別紙7までに定めるものとする。

## 第3 助成

要綱第22の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

### 1 利子補給金等

- (1) 要綱第3の1の(1)の事業に係る利子補給金
- (2) 要綱第3の1の(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)の事業に係る助成金
- (3) 要綱第3の1の(3)の事業に係る経営所得安定対策等支援資金

### 2 軽減支援対策事業の実施に必要な事務費

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費

- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給料、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料

#### 第4 補助金交付決定前の着手

毎年度の事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農家負担金軽減支援対策事業交付決定前着手届（参考別記様式）をあらかじめ農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

#### 第5 定義

軽減支援対策事業における担い手の定義は、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

##### 1 認定農業者

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体
- (2) 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人

##### 2 認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

##### 3 基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

##### 4 集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

- (1) 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体
- (2) 複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

#### 第6 その他

この実施要領に定めるもののほか、軽減支援対策事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2305 号）

- 1 この通知は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 土地改良負担金償還平準化事業実施要領（平成 2 年 7 月 20 日付け 2 構改 D 第 440 号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良負担金償還円滑化事業実施要領（平成 2 年 7 月 20 日付け 2 構改 B 第 815 号農林水産省農村振興局長通知）、特別型国営事業計画償還助成事業実施要領（平成 2 年 7 月 20 日付け 2 構改 D 第 443 号農林水産省農村振興

局長通知)、独立行政法人水資源機構事業計画償還助成事業実施要領(平成15年10月1日付け15農振第1413号農林水産省農村振興局長通知)、担い手育成支援事業実施要領(平成7年4月1日付け7構改D第292号農林水産省農村振興局長通知)、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領(平成19年4月2日付け18農振第1818号農林水産省農村振興局長通知)、災害被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要領(平成19年4月2日付け18農振第1819号農林水産省農村振興局長通知)及び経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2266号農林水産省農村振興局長通知)を廃止する。

- 3 平成23年度における平準化事業の事業実施主体は、平準化事業着手後速やかに、財団法人全国土地改良資金協会から平準化利子補給積立金(土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2412号農林水産事務次官依命通知)附則3の平準化利子補給積立金をいう。以下同じ。)の全額を譲受するものとする。
- 4 平準化事業の事業実施主体は、平準化利子補給積立金を金融機関への預金若しくは貯金又はその他農村振興局長の承認を得た方法により運用するものとする。
- 5 平準化事業の事業実施主体は、平準化利子補給積立金の運用によって生じた果実を同積立金に繰り入れるものとする。
- 6 平準化事業の事業実施主体は、平準化利子補給積立金は、要綱第7の2の(3)に基づき平成21年度までに承認された利子補給に係る平成23年度以降の利子補給金(都道府県が補助する額を除く。)の交付に充てるものとする。
- 7 平準化事業の事業実施主体は、毎年度の利子補給金の交付完了後、平準化利子補給積立金の残額が、平成21年度までに承認された利子補給に係る利子補給金の翌年度以降の交付見込み額の合計額を上回る場合には、その差額を翌年度の4月末日までに国に納付するものとする。
- 8 平準化事業の事業実施主体は、平準化事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに農村振興局長に報告し、平準化利子補給積立金の扱いについてその指示を受けるものとする。
- 9 この要領により廃止される特別型国営事業計画償還助成事業実施要領及び独立行政法人水資源機構事業計画償還助成事業実施要領に基づき認定された償還計画であって、平成23年度以降も実施するものについては、この要領に基づき認定されたものとみなす。
- 10 平成23年度における経営安定対策基盤整備緊急支援計画の認定申請書の提出期限は、別紙8の第5の2の(2)の規定にかかわらず、平成23年9月末日とする。

**附 則** (平成24年4月6日付け23農振第2651号)

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

**附 則** (平成25年5月16日付け25農振第415号)

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

**附 則** (平成26年3月28日付け25農振第2261号)

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年4月9日付け26農振第2217号)

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

**附 則**（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2386 号）

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2060 号）

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1962 号）

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3703 号）

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2958 号）

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農振第 3486 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 5 の第 1 の 1 の（1）及び別紙 7 の第 1 の 1 の（1）に規定する人・農地プラン及び中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

**附 則**（令和 6 年 4 月 1 日付け 5 農振第 3197 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農家負担金軽減支援対策事業実施要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の農家負担金軽減支援対策事業実施要領別紙 5 の第 1 の 1 の（2）①及び別紙 7 の第 1 の 1 の（2）①に規定する持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第 4 条に基づき導入計画の認定を受けた者については、当該導入計画が効力を有する間は、なお従前の例によることができるものとする。

**附 則**（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2939 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度における保全強化支援計画の認定申請書の提出期限は、別紙 7 の第 5 の 2 の規定にかかわらず、令和 7 年 12 月末日とする。

## 参考別記様式

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所  
団体名  
代表者名

### 年度農家負担金軽減支援対策事業交付決定前着手届

年度に割当内示のあった標記事業について、以下の条件を了承の上、補助金交付決定前に下記のとおり着手したいので、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2305 号農林水産省農村振興局長通知）第 4 に基づき提出します。

#### 記

- 1 着手予定年月日
- 2 補助事業交付決定前着手を必要とする理由

#### (条件)

補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

## 別紙1（土地改良負担金償還平準化事業に係る運用）

### 第1 定義

この運用における定義は次のとおりとする。

- 1 「事業別年償還金」とは、県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等の事業ごとの年償還金をいう。
- 2 「合算年償還金」とは、平準化事業（要綱第3の1の（1）の事業をいう。以下同じ。）の対象となる事業地区に係る事業別年償還金を合算したものという。
- 3 「ピーク時合算年償還金」とは、平準化計画（要綱第5の6の計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする年度以降において最大となる合算年償還金をいう。
- 4 「ピーク時戸当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を平準化事業の対象となる事業地区の受益農家戸数で除した額をいう。
- 5 「ピーク時10アール当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を平準化事業の対象となる事業地区の受益面積で除して10アール当たりに換算した額をいう。

### 第2 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が平準化計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（1）、第5及び第6の土地改良区等とは、土地改良区又は平準化計画に定められた借入主体をいう。

### 第3 平準化事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の（1）の農振興局長が定める土地改良事業等とは、平成2年3月31日まで（平成5年度のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れにより新たに農畜産物の輸入枠の設定又は輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がその受益面積のおおむね3分の1以上となっている場合は、平成6年3月31日まで）に採択された以下の事業とする。
  - (1) 土地改良法に基づき公共事業として実施された土地改良事業（農業基盤整備費によるものに限る。）
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業
  - (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業（農用地総合整備事業、農用地等緊急保全整備事業及び濃密生産団地建設事業によるものに限る。以下同じ。）
  - (4) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)、(2)及び(3)の事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の（1）の農振興局長が定める負担金のうち、平準化事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
  - (4) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

### 第4 事業地区の要件

- 1 要綱第3の1の（1）の農振興局長が定める要件は、次のとおりとする。
  - (1) 平準化事業の対象となる事業に係る負担金の円滑な支払いが困難となっている地区であって、次に掲げるいずれかに該当すること。
    - ① 当該事業地区における対象水田（水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年

4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官依命通知。以下「水田要綱」という。) 第8の3の対象水田をいう。) の面積に占める転作等(水田要綱第8の4に定めるものをいう。)の面積の割合がおおむね30パーセント以上であること。

- ② 平準化事業の対象となる事業(以下「対象事業」という。)のうち、10アール当たり事業費が事業開始時の予定事業費に比べておおむね3倍以上になっているものがあること。
- ③ 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大、輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。
- ④ その他農業依存度等からみて農業情勢の変化により地域の農業経営が影響を受ける場合等、都道府県知事が地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)と協議して必要と認める事情があること。

(2) 当該事業地区について、次のいずれかに該当すること。

- ① ピーク時10アール当たり合算年償還金が3万円以上となること。ただし、北海道においては2万円以上となること。
- ② ピーク時戸当たり合算年償還金が20万円以上となること。ただし、北海道においては40万円以上となること。
- ③ ピーク時10アール当たり合算年償還金が、都道府県知事が地域の特別の事情を配慮し、地方農政局長と協議して認定する額(以下「特認額」という。)以上となること。

(3) 平準化事業を実施することにより、負担金の償還が確実になる見込みがあること。  
2 1の(1)の④の必要と認める事情とは、例えば次のような事情をいう。

- (1) 当該事業地区において、専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。
- (2) 対象事業の中に、工期が事業開始時の予定期間に比べておおむね2倍以上になっている事業又はやむを得ない事情により完了が著しく遅延している事業があること。
- (3) 当該事業地区において、ピーク時10アール当たり合算年償還金が10アール当たり小作料以上であり、かつ、利用権設定率がおおむね6パーセント以上であること。
- (4) 当該事業地区において、農家の10アール当たり農業所得に占めるピーク時10アール当たり合算年償還金の割合が事業開始時の割合を上回っており、かつ、その割合がおおむね20パーセント以上であること。

3 1の(2)の③の特別の事情とは、例えば次のような事情をいう。

- (1) 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大、輸入の自由化の影響を受ける作目及び輸入が急増している強化対象品目の作付面積の割合がおおむね3分の1以上となっているものがあること。
- (2) 土地改良施設の維持管理費の合計が年10アール当たり5,000円を超える場合。
- (3) 当該事業地区において、専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね3分の1以上となること。

## 第5 平準化計画

### 1 平準化計画の作成

- (1) 要綱第5の6の平準化計画は別記様式第1号によるものとする。

(2) 平準化計画の作成に当たっては、都道府県土地改良事業団体連合会が行っている土地改良負担金積立等強化対策等の活用により、土地改良負担金の償還に関して多面的な検討を行うものとする。

## 2 平準化計画の申請

(1) 平準化計画の認定申請は、原則として 10 アール当たりの合算年償還金の額が平準化目標額を超える前年度に行うものとする。

(2) 土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が申請を行う場合にあっては、事業地区内の平準化事業の対象となった事業地区の受益者全員の同意を得て申請するものとする。

## 3 平準化目標額

要綱第 5 の 6 の (2) の平準化目標額とは、(1) の基準年償還額以上の額とする。ただし、基準年償還額が(2) の額を下回る場合は(2) の額以上の額とする。

(1) 基準年償還額は、次に掲げる額のうち最小となる額とする。

- ① 10 アール当たり 3 万円。ただし、北海道にあっては 2 万円
- ② 20 万円（北海道にあっては 40 万円）に平準化事業の対象となった事業地区的受益農家戸数を乗じ、当該事業地区的受益面積で除して 10 アール当たりに換算した額

### ③ 特認額

(2) ピーク時 10 アール当たり合算年償還金からおおむね 40 パーセントを限度として減じた額。

## 4 平準化目標額の特例

3 の定めにかかわらず、平準化事業の対象となった事業地区が次に掲げる要件を満たす場合にあっては、要綱第 5 の 6 の (2) の平準化目標額は、10 アール当たり 3 万円（北海道にあっては、2 万円）を下回らない範囲において、ピーク時 10 アール当たり合算年償還金からおおむね 50 パーセントを限度として減じた額とすることができます。

- ① 当該事業地区的面積の 2 分の 1 以上が次に掲げるいずれかに該当すること。
  - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
  - イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
  - ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
  - エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

る法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域

- ② 当該事業地区をその区域に含む集落（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 4 項に定める農業集落とする。）の林野率が 50 パーセント以上であること。
- ③ 主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該事業地区の全農用地の面積のおおむね 50 パーセント以上であること。

## 5 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第 5 の 7 の（5）（要綱第 5 の 7 の（7）で準じて取り扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

## 第 6 平準化資金

### 1 融資限度額

要綱第 5 の 3 の（1）の融資限度額は、平準化計画に定められた当該事業地区に係る合算年償還金に前年度以前の平準化資金に係る償還金を加えた額から、平準化目標額に平準化事業の対象となった事業地区の受益面積を乗じた額を減じた額の範囲内とする。

### 2 利子補給金の額

- （1）要綱第 6 の 3 の（2）の利子補給金の額は、要綱第 3 の 1 の（1）の平準化資金の融資機関における融資平均残高に、利子補給の基準となる金利を乗じて得た額とする。
- （2）前項の計算期間は、利子補給金を交付する年度の前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までとする。
- （3）（1）の利子補給の基準となる金利は、別表のとおりとする。

## 第 7 その他

### 1 要綱第 5 の 5 の規定にかかわらず繰上償還が認められる場合は、例えば次に掲げる場合とする。

- （1）当該土地改良区等の地区のうち、平準化事業の対象となった事業地区に係らない事業地区の償還金の繰上償還を行う場合。
  - （2）株式会社日本政策金融公庫等からの請求による繰上償還を行う場合。
- ### 2 要綱第 21 に基づく平準化事業の実績の報告については、別記様式第 2 号によるものとする。

別表

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成 2年 7月 20日から 平成 2年 9月 13日まで	7. 55%	7. 25%
平成 2年 9月 14日から 平成 2年 12月 10日まで	7. 75%	7. 45%
平成 2年 12月 11日から 平成 3年 1月 18日まで	8. 10%	7. 80%
平成 3年 1月 19日から 平成 3年 12月 19日まで	7. 75%	7. 45%
平成 3年 12月 20日から 平成 4年 3月 12日まで	7. 50%	7. 20%
平成 4年 3月 13日から 平成 4年 12月 1日まで	7. 20%	6. 90%
平成 4年 12月 2日から 平成 5年 6月 3日まで	6. 70%	6. 40%
平成 5年 6月 4日から 平成 5年 12月 26日まで	6. 40%	6. 10%
平成 5年 12月 27日から 平成 7年 8月 8日まで	5. 80%	5. 50%
平成 7年 8月 9日から 平成 7年 11月 9日まで	4. 85%	4. 55%
平成 7年 11月 10日から 平成 7年 12月 7日まで	4. 70%	4. 40%
平成 7年 12月 8日から 平成 8年 4月 14日まで	4. 50%	4. 20%
平成 8年 4月 15日から 平成 8年 9月 19日まで	4. 75%	4. 45%
平成 8年 9月 20日から 平成 9年 2月 6日まで	4. 60%	4. 30%
平成 9年 2月 7日から 平成 9年 3月 27日まで	4. 35%	4. 05%
平成 9年 3月 28日から 平成 9年 4月 22日まで	4. 20%	3. 90%
平成 9年 4月 23日から 平成 9年 5月 22日まで	4. 05%	3. 75%
平成 9年 5月 23日から 平成 9年 6月 30日まで	3. 90%	3. 60%
平成 9年 7月 1日から 平成 9年 7月 24日まで	4. 35%	4. 05%
平成 9年 7月 25日から 平成 9年 8月 21日まで	4. 20%	3. 90%
平成 9年 8月 22日から 平成 9年 9月 23日まで	4. 05%	3. 75%
平成 9年 9月 24日から 平成 9年 10月 26日まで	3. 75%	3. 45%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成 9年10月27日から 平成 9年11月19日まで	3. 60%	3. 30%
平成 9年11月20日から 平成10年 2月 5日まで	3. 30%	3. 00%
平成10年 2月 6日から 平成10年 3月 8日から	3. 15%	2. 85%
平成10年 3月 9日から 平成10年 3月16日まで	3. 45%	3. 15%
平成10年 3月17日から 平成10年 4月13日まで	3. 15%	2. 85%
平成10年 4月14日から 平成10年 6月15日まで	3. 00%	2. 70%
平成10年 6月16日から 平成10年 8月30日まで	2. 75%	2. 45%
平成10年 8月31日から 平成10年 9月17日まで	2. 90%	2. 60%
平成10年 9月18日から 平成10年10月21日まで	2. 60%	2. 30%
平成10年10月22日から 平成11年 1月 5日まで	2. 10%	1. 80%
平成11年 1月 6日から 平成11年 2月11日まで	2. 00%	1. 70%
平成11年 2月12日から 平成11年 2月21日まで	3. 30%	3. 00%
平成11年 2月22日から 平成11年 4月26日まで	3. 15%	2. 85%
平成11年 4月27日から 平成11年 5月24日まで	3. 00%	2. 70%
平成11年 5月25日から 平成11年 6月15日まで	2. 60%	2. 30%
平成11年 6月16日から 平成11年 8月 2日まで	2. 45%	2. 15%
平成11年 8月 3日から 平成11年 9月27日まで	3. 00%	2. 70%
平成11年 9月28日から 平成11年10月19日まで	3. 15%	2. 85%
平成11年10月20日から 平成11年11月28日まで	2. 90%	2. 60%
平成11年11月29日から 平成12年 1月 6日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 1月 7日から 平成12年 2月 1日まで	3. 15%	2. 85%
平成12年 2月 2日から 平成12年 2月20日まで	3. 05%	2. 75%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成12年 2月21日から 平成12年 3月26日まで	2. 95%	2. 65%
平成12年 3月27日から 平成12年 4月20日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 4月21日から 平成12年 5月24日まで	3. 15%	2. 85%
平成12年 5月25日から 平成12年 6月18日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 6月19日から 平成12年 9月24日まで	2. 95%	2. 65%
平成12年 9月25日から 平成12年 10月25日まで	3. 05%	2. 75%
平成12年 10月26日から 平成12年 12月17日まで	3. 15%	2. 85%
平成12年 12月18日から 平成13年 1月31日まで	3. 05%	2. 75%
平成13年 2月 1日から 平成13年 2月25日まで	2. 85%	2. 55%
平成13年 2月26日から 平成13年 3月18日まで	2. 75%	2. 45%
平成13年 3月19日から 平成13年 4月 1日まで	2. 65%	2. 35%
平成13年 4月 2日から 平成13年 5月17日まで	2. 35%	2. 05%
平成13年 5月18日から 平成13年 5月31日まで	2. 65%	2. 35%
平成13年 6月 1日から 平成13年 7月 2日まで	2. 55%	2. 25%
平成13年 7月 3日から 平成13年 8月13日まで	2. 45%	2. 15%
平成13年 8月14日から 平成14年 2月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成14年 2月20日から 平成14年 4月 1日まで	2. 85%	2. 55%
平成14年 4月 2日から 平成14年 7月 4日まで	2. 75%	2. 45%
平成14年 7月 5日から 平成14年 10月31日まで	2. 55%	2. 25%
平成14年 11月 1日から 平成14年 12月 2日まで	2. 35%	2. 05%
平成14年 12月 3日から 平成15年 2月19日まで	2. 25%	1. 95%
平成15年 2月20日から 平成15年 3月18日まで	2. 15%	1. 85%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成15年 3月19日から 平成15年 4月17日まで	2. 05%	1. 75%
平成15年 4月18日から 平成15年 5月22日まで	1. 95%	1. 65%
平成15年 5月23日から 平成15年 7月17日まで	1. 75%	1. 45%
平成15年 7月18日から 平成15年 8月19日まで	2. 25%	1. 95%
平成15年 8月20日から 平成15年 9月18日まで	2. 15%	1. 85%
平成15年 9月19日から 平成15年 10月20日まで	2. 75%	2. 45%
平成15年 10月21日から 平成15年 11月20日まで	2. 55%	2. 25%
平成15年 11月21日から 平成15年 12月17日まで	2. 75%	2. 45%
平成15年 12月18日から 平成16年 1月25日まで	2. 65%	2. 35%
平成16年 1月26日から 平成16年 2月18日まで	2. 55%	2. 25%
平成16年 2月19日から 平成16年 3月17日まで	2. 45%	2. 15%
平成16年 3月18日から 平成16年 4月20日まで	2. 65%	2. 35%
平成16年 4月21日から 平成16年 7月21日まで	2. 75%	2. 45%
平成16年 7月22日から 平成16年 9月20日まで	3. 05%	2. 75%
平成16年 9月21日から 平成16年 10月20日まで	2. 75%	2. 45%
平成16年 10月21日から 平成16年 11月17日まで	2. 85%	2. 55%
平成16年 11月18日から 平成16年 12月19日まで	2. 75%	2. 45%
平成16年 12月20日から 平成17年 2月20日まで	2. 65%	2. 35%
平成17年 2月21日から 平成17年 3月17日まで	2. 55%	2. 25%
平成17年 3月18日から 平成17年 4月19日まで	2. 75%	2. 45%
平成17年 4月20日から 平成17年 5月24日まで	2. 65%	2. 35%
平成17年 5月25日から 平成17年 8月17日まで	2. 55%	2. 25%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成17年 8月18日から 平成17年 9月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成17年 9月20日から 平成17年 10月19日まで	2. 55%	2. 25%
平成17年 10月20日から 平成18年 1月25日まで	2. 75%	2. 45%
平成18年 1月26日から 平成18年 2月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成18年 2月20日から 平成18年 4月18日まで	2. 85%	2. 55%
平成18年 4月19日から 平成18年 5月23日まで	3. 05%	2. 75%
平成18年 5月24日から 平成18年 7月19日まで	3. 15%	2. 85%
平成18年 7月20日から 平成18年 8月17日まで	3. 25%	2. 95%
平成18年 8月18日から 平成18年 9月20日まで	3. 15%	2. 85%
平成18年 9月21日から 平成18年 12月19日まで	2. 95%	2. 65%
平成18年 12月20日から 平成19年 1月24日まで	2. 85%	2. 55%
平成19年 1月25日から 平成19年 6月19日まで	2. 95%	2. 65%
平成19年 6月20日から 平成19年 7月18日まで	3. 05%	2. 75%
平成19年 7月19日から 平成19年 8月19日まで	3. 15%	2. 85%
平成19年 8月20日から 平成19年 9月19日まで	3. 05%	2. 75%
平成19年 9月20日から 平成19年 10月17日まで	2. 85%	2. 55%
平成19年 10月18日から 平成19年 11月18日まで	2. 95%	2. 65%
平成19年 11月19日から 平成19年 12月18日まで	2. 85%	2. 55%
平成19年 12月19日から 平成20年 3月18日まで	2. 75%	2. 45%
平成20年 3月19日から 平成20年 4月17日まで	2. 65%	2. 35%
平成20年 4月18日から 平成20年 5月22日まで	2. 75%	2. 45%
平成20年 5月23日から 平成20年 6月17日まで	2. 95%	2. 65%
平成20年 6月18日から 平成20年 7月17日まで	3. 05%	2. 75%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成20年 7月18日から 平成20年 8月19日まで	2. 95%	2. 65%
平成20年 8月20日から 平成20年 9月18日まで	2. 85%	2. 55%
平成20年 9月19日から 平成20年 10月20日まで	2. 75%	2. 45%
平成20年 10月21日から 平成20年 12月17日まで	2. 85%	2. 55%
平成20年 12月18日から 平成21年 1月25日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 1月26日から 平成21年 4月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成21年 4月20日から 平成21年 5月26日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 5月27日から 平成21年 7月20日まで	2. 85%	2. 55%
平成21年 7月21日から 平成21年 9月17日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 9月18日から 平成21年 11月19日まで	2. 65%	2. 35%
平成21年 11月20日から 平成21年 12月17日まで	2. 75%	2. 45%
平成21年 12月18日から 平成22年 1月21日まで	2. 65%	2. 35%
平成22年 1月22日から 平成22年 5月25日まで	2. 75%	2. 45%
平成22年 5月26日から 平成22年 7月21日まで	2. 65%	2. 35%
平成22年 7月22日から 平成22年 8月17日まで	2. 45%	2. 15%
平成22年 8月18日から 平成22年 9月20日まで	2. 35%	2. 05%
平成22年 9月21日から 平成22年 10月24日まで	2. 45%	2. 15%
平成22年 10月25日から 平成22年 11月17日まで	2. 25%	1. 95%
平成22年 11月18日から 平成22年 12月19日まで	2. 35%	2. 05%
平成22年 12月20日から 平成23年 2月20日まで	2. 55%	2. 25%
平成23年 2月21日から 平成23年 5月26日まで	2. 65%	2. 35%
平成23年 5月27日から 平成23年 8月17日まで	2. 55%	2. 25%

期 間	基 準 金 利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成23年 8月18日から 平成23年10月19日まで	2. 45%	2. 15%
平成23年10月20日から 平成23年12月18日まで	2. 35%	2. 05%
平成23年12月19日から 平成24年 1月26日まで	2. 45%	2. 15%
平成24年 1月27日から 平成24年 4月17日まで	2. 35%	2. 05%
平成24年 4月18日から 平成24年 5月22日まで	2. 45%	2. 15%
平成24年 5月23日から 平成24年 8月19日まで	2. 25%	1. 95%
平成24年 8月20日から 平成24年 9月19日まで	2. 15%	1. 85%
平成24年 9月20日から 平成24年12月18日まで	2. 25%	1. 95%
平成24年12月19日から 平成25年 1月23日まで	2. 15%	1. 85%
平成25年 1月24日から 平成25年 2月20日まで	2. 35%	2. 05%
平成25年 2月21日から 平成25年 3月20日まで	2. 25%	1. 95%
平成25年 3月21日から 平成25年 4月17日まで	2. 15%	1. 85%
平成25年 4月18日から 平成25年 5月19日まで	1. 95%	1. 65%
平成25年 5月20日から 平成25年 6月18日まで	2. 05%	1. 75%
平成25年 6月19日から 平成25年 7月18日まで	2. 25%	1. 95%
平成25年 7月19日から 平成25年 8月18日まで	2. 35%	2. 05%
平成25年 8月19日から 平成25年10月20日まで	2. 25%	1. 95%
平成25年10月21日から 平成26年 2月19日まで	2. 05%	1. 75%
平成26年 2月20日から 平成26年 3月18日まで	1. 95%	1. 65%
平成26年 3月19日から 平成26年 7月17日まで	2. 05%	1. 75%
平成26年 7月18日から 平成26年11月19日まで	1. 95%	1. 65%
平成26年11月20日から 平成27年 1月21日まで	1. 85%	1. 55%
平成27年 1月22日から 平成27年 2月18日まで	1. 65%	1. 35%

期 間	基準金利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
平成27年 2月19日から 平成27年 3月17日まで	1. 75%	1. 45%
平成27年 3月18日から 平成27年 4月19日まで	1. 85%	1. 55%
平成27年 4月20日から 平成27年 5月26日まで	1. 75%	1. 45%
平成27年 5月27日から 平成27年 8月18日まで	1. 85%	1. 55%
平成27年 8月19日から 平成28年 1月20日まで	1. 75%	1. 45%
平成28年 1月21日から 平成28年 2月18日まで	1. 65%	1. 35%
平成28年 2月19日から 平成28年 3月17日まで	1. 50%	1. 20%
平成28年 3月18日から 平成28年 4月19日まで	1. 30%	1. 00%
平成28年 4月20日から 平成28年 9月19日まで	1. 20%	0. 90%
平成28年 9月20日から 平成28年 10月19日まで	1. 30%	1. 00%
平成28年 10月20日から 平成28年 11月23日まで	1. 20%	0. 90%
平成28年 11月24日から 平成28年 12月18日まで	1. 15%	0. 85%
平成28年 12月19日から 平成29年 2月19日まで	1. 40%	1. 10%
平成29年 2月20日から 平成29年 3月20日まで	1. 50%	1. 20%
平成29年 3月21日から 平成30年 8月19日まで	1. 40%	1. 10%
平成30年 8月20日から 平成30年 12月18日まで	1. 50%	1. 20%
平成30年 12月19日から 平成31年 2月20日まで	1. 40%	1. 10%
平成31年 2月21日から 令和 元年 7月18日まで	1. 30%	1. 00%
令和 元年 7月19日から 令和 元年 9月18日まで	1. 15%	0. 85%
令和 元年 9月19日から 令和 元年 10月20日まで	1. 10%	0. 80%
令和 元年 10月21日から 令和 元年 12月17日まで	1. 15%	0. 85%
令和 元年 12月18日から 令和 2年 2月19日まで	1. 30%	1. 00%

期 間	基準金利	
	農業協同組合	左記以外の融資機関
令和 2年 2月 20日から 令和 2年 4月 19日まで	1. 20%	0. 90%
令和 2年 4月 20日から 令和 2年 7月 19日まで	1. 30%	1. 00%
令和 2年 7月 20日から 令和 2年 12月 17日まで	1. 40%	1. 10%
令和 2年 12月 18日から 令和 3年 2月 18日まで	1. 30%	1. 00%
令和 3年 2月 19日から 令和 3年 8月 18日まで	1. 40%	1. 10%
令和 3年 8月 19日から 令和 3年 10月 17日まで	1. 30%	1. 00%
令和 3年 10月 18日から 令和 4年 3月 17日まで	1. 40%	1. 10%
令和 4年 3月 18日から 令和 4年 7月 18日まで	1. 55%	1. 25%
令和 4年 7月 19日から 令和 4年 8月 18日まで	1. 65%	1. 35%
令和 4年 8月 19日から 令和 4年 9月 19日まで	1. 55%	1. 25%
令和 4年 9月 20日から 令和 4年 10月 19日まで	1. 65%	1. 35%
令和 4年 10月 20日から 令和 4年 11月 17日まで	1. 75%	1. 45%
令和 4年 11月 18日から 令和 4年 12月 18日まで	1. 85%	1. 55%
令和 4年 12月 19日から 令和 5年 1月 18日まで	1. 75%	1. 45%
令和 5年 1月 19日から 令和 5年 2月 19日まで	1. 85%	1. 55%
令和 5年 2月 20日から 令和 5年 3月 19日まで	1. 95%	1. 65%
令和 5年 3月 20日から 令和 5年 4月 18日まで	2. 05%	1. 75%
令和 5年 4月 19日から 令和 5年 5月 17日まで	1. 75%	1. 45%
令和 5年 5月 18日から 令和 5年 6月 18日まで	1. 85%	1. 55%
令和 5年 6月 19日から 令和 5年 8月 20日まで	1. 75%	1. 45%
令和 5年 8月 21日から 令和 5年 9月 18日まで	1. 85%	1. 55%

令和 5年 9月19日から 令和 5年10月18日まで	2. 05%	1. 75%
令和 5年10月19日から 令和 5年11月19日まで	2. 15%	1. 85%
令和 5年11月20日から 令和 5年12月17日まで	2. 25%	1. 95%
令和 5年12月18日から 令和 6年 1月17日まで	2. 15%	1. 85%
令和 6年 1月18日から 令和 6年 2月19日まで	2. 05%	1. 75%
令和 6年 2月20日から 令和 6年 5月19日まで	2. 15%	1. 85%
令和 6年 5月20日から 令和 6年 6月18日まで	2. 25%	1. 95%
令和 6年 6月19日から 令和 6年 9月18日まで	2. 45%	2. 15%
令和 6年 9月19日から 令和 6年10月20日まで	2. 35%	2. 05%
令和 6年10月21日から 令和 6年11月17日まで	2. 25%	1. 95%
令和 6年11月18日から 令和 6年12月17日まで	2. 35%	2. 05%
令和 6年12月18日から	2. 45%	2. 15%

## 別紙2（担い手育成支援事業に係る運用）

### 第1 定義

この運用における定義は次のとおりとする。

- 1 「事業別年償還金」とは、県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等の事業（第3の1に定める事業に限る。）ごとの年償還金をいう。
- 2 「合算年償還金」とは、育成支援事業（要綱第3の1の（2）の事業をいう。以下同じ。）の対象となる事業地区に係る事業別年償還金を合算したものをいう。
- 3 「ピーク時合算年償還金」とは、育成支援計画（要綱第7の2の育成支援計画をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする年度以降において、最大となる合算年償還金をいう。
- 4 「ピーク時戸当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を育成支援事業の対象となる事業地区の受益農家戸数で除した額をいう。
- 5 「ピーク時10アール当たり合算年償還金」とは、ピーク時合算年償還金を育成支援事業の対象となる事業地区の受益面積で除して10アール当たりに換算した額をいう。
- 6 「担い手への農用地利用集積率」とは、事業地区内の農地面積に対する、担い手の事業地区内における経営等農用地の面積の割合をいう。
- 7 「担い手農用地集積増加率」といは、事業認定時における担い手の経営等農用地の面積に対して、事業認定後に事業地区内において増加する経営等農用地の面積の割合をいう。
- 8 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。
- 9 「担い手」とは、実施要領第5に定める担い手をいう。ただし、同要領第5中「次に定める基準のいずれかを満たす経営体」とあるのは、「第7に定める基準を勘案して土地改良区等が関係機関の意見を聞いて、今後、経営等農用地面積の拡大を通じて育成すべきものとして定める経営体」とするものとする。

### 第2 助成金の交付対象

要綱第3の1の（2）の農村振興局長が定める市町村に対して助成金を交付する場合とは、以下の場合とする。

- 1 育成支援事業の事業地区において土地改良区が設立されていない場合
- 2 育成支援事業の事業地区内の受益者全員の同意を得て市町村が育成支援計画の認定を申請した場合

### 第3 育成支援事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の（2）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年3月31日までに採択された以下の事業とする。
  - (1) 土地改良法に基づき公共事業として実施された土地改良事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業
  - (3) 独立行政法人森林総合研究所事業（農用地総合整備事業、農用地等緊急保全整備事業及び濃密生産団地建設事業によるものに限る。以下同じ。）
  - (4) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)、(2)及び(3)の事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認

## められる事業

- 2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、育成支援事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業（担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第641号農林水産事務次官依命通達）に基づく事業をいう。）の対象となるものを除くものとする。
- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - (3) 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
  - (4) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

## 第4 事業の認定期間

育成支援事業の認定は、平成7年度から平成12年度までの期間において行うものとする。

## 第5 事業地区の要件

- 1 要綱第3の1の(2)の農村振興局長が定める要件は、次のとおりとする。
- (1) 当該事業地区が次のいずれかの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定してものであること。
- ① 事業認定の年度から起算して5年以内に、担い手農用地集積増加率がおおむね30%を超えること。
  - ② 次のいずれかの要件に該当する地区のうち、ア及びイに該当する地区においては事業認定の年度から起算して5年以内、ウに該当する地区においては事業認定の年度から起算して3年以内に、担い手農用地集積増加率がおおむね20%を超えること。
    - ア 担い手への農用地利用集積率が20%以上となる地区。
    - イ 担い手への農用地利用集積率が10%以上となる地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha／戸以上となる地区。
    - ウ 担い手への農用地利用集積率が10%以上となる地区
  - ③ 都道府県知事が地域の特別の事情を勘案し、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議して定める要件（以下「特認要件」という。）を満たすこと。  
なお、特別の事情とは、例えば、地区の担い手が土地利用型農業以外を目指す場合をいう。
- (2) 当該事業地区について、次のいずれかに該当すること。
- ① ピーク時10アール当たり合算年償還金が3万円以上（北海道にあっては、2万円以上）となること。
  - ② ピーク時戸当たり合算年償還金が20万円以上（北海道にあっては、40万円以上）となること。
  - ③ ピーク時10アール当たり合算年償還金が、都道府県知事が地域の特別の事情を勘案し、地方農政局長と協議して認定する額（以下「特認額」という。）以上となること。
- 2 土地利用の高度化に積極的に取り組む地区に交付される助成金（以下「土地利用高度化加算」という。）の交付を受けようとする地区については、1の要件に加えて、当該年度から5年以内に次のいずれかの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定したものであることを要する。

- (1) 対象事業地区の耕作利用率又は本地利用率（以下「土地利用率」という。）について、次のいずれかを満たすこと。
- ① 対象事業地区が属する都道府県の昭和 60 年における土地利用率の平均値を超えること。
  - ② 都道府県知事が地方農政局長と協議して定めた値を超えること。
- (2) 対象事業地区における畑利用水田面積（水稻以外の作物（原則として収穫のあるものに限る。）の生産に供される水田の面積。以下同じ。）に占める飼料作物の作付割合が 20%以上であり、かつ、当該地区が属する都道府県の平均作付率以上であること。
- (3) 対象事業地区の地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 I 部の第 5 に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョン）において、具体的な目標を掲げられている作物（米及び飼料作物を除く。）から重点的に取り組む作物を 1 以上選択し、選択した作物の当該地区における畑利用水田面積に占める作付割合（以下「地区割合」という。）が対象事業地区が属する市町村等における畑利用水田面積に占める作付割合（以下「市町村割合」という。）と比べ、次のとおりとなること。
- ① 市町村割合が 15%未満の場合にあっては、地区割合が 25%以上となること。
  - ② 市町村割合（A %）が 15%以上 50%未満の場合にあっては、地区割合が  $(6/7) \times (A-15) + 25$  ポイント以上となること。
  - ③ 市町村割合（A %）が 50%以上 90%未満の場合にあっては、地区割合が  $(7/8) \times (A-50) + 55$  ポイント以上となること。
  - ④ 市町村割合が 90%以上の場合にあっては、地区割合が市町村割合以上となること。
- 3 1 にかかわらず、土地利用高度化加算の交付のみを受けようとする地区（以下「広域・専業特例地区」という。）については、要綱第 3 の 1 の（2）の農村振興局長が定める要件は、次の全ての要件を満たし、かつ、当該年度から 5 年以内に 2 のいずれかの要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定したものであることとする。
- ① 地区面積が 1,000 ヘクタール以上の広域的な地区であること。
  - ② 専業農家及び第 I 種兼業農家の占める割合が、戸数又は面積で 2 分の 1 以上であること。
  - ③ ピーク時戸当たり合算年償還金が 10 万円以上であること。
- 4 1 の（2）の③の特別の事情とは、例えば次のような事情をいう。
- (1) 対象事業のうち、その受益面積に占める農畜産物の輸入枠の拡大又は輸入の自由化の影響を受ける作目の作付面積の割合がおおむね 3 分の 1 以上となっているものがあること。
  - (2) 土地改良施設の維持管理費の合計が年 10 アール当たり年間 5,000 円を超えること。
  - (3) 当該事業地区において、専業農家及び第 I 種兼業農家の占める割合が戸数又は面積でおおむね 3 分の 1 以上となること。

## 第 6 事業地区的設定

- 1 育成支援計画において定める事業地区（以下単に「事業地区」という。）は、原則として以下によるものとするが、これによりがたい場合は、土地利用・水利用・集落等の単位を勘案して定めるものとする。
- (1) 同一土地改良区等（育成支援計画の認定を申請する土地改良区又は市町村をい

う。以下同じ。)に複数の対象事業の施行に係る区域(以下「対象区域」という。)がある場合には、それぞれの対象区域について、育成支援計画を作成するものとする。

- (2) 土地改良区等は、第5の1の(2)に定める要件に該当する対象区域が二以上あり、かつ、それが重複する場合には、一の対象区域のうち当該重複する区域及びその他の区域をそれぞれ一の事業地区とすることができます。
- (3) 土地改良区等は、二以上の対象区域が重複する場合であって、それぞれの対象区域が第5の1の(2)に定める場合に該当せず、かつ、当該重複する区域が当該要件に該当する場合には、当該重複する区域を一の事業地区とすることができます。
- 2 育成支援計画においては、既に認定を受けた他の育成支援計画に係る事業地区の全部又は一部を含めて事業地区を設定することはできない。

## 第7 担い手の基準

### 1 農業者(農地所有適格法人を含む。)の場合

認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和委55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けた者)であること又は次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 専ら又は主として農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること。(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること。)

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 事業認定の年度から起算して5年以内に経営等農用地の面積(農作業受託により農作業を行っている農用地については、ほ場における基幹作業の面積とする。以下同じ。)の合計面積(農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除した面積)がおおむね3ヘクタール(北海道にあっては、北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積)を超えていていること。なお、この適用が困難な地域にあっては、土地改良区は、都道府県知事と協議して他の面積とすることができるものとするが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長の意見を聞くものとする。

### 2 生産組織の場合

認定農業者であること又は次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、1のア及びイの要件を満たす者がいること。また、事業認定の年度から起算して5年以内に、ほ場における基幹作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が、1のウに定める基準を超えていること。

### 3 その他都道府県知事が地方農政局長の意見を聴いて認めた者であること。

## 第8 育成支援計画

## 1 育成支援計画の作成

要綱第7の2の育成支援計画の作成は、次によるものとする。

(1) 育成支援計画の作成に当たって、土地改良区等は、あらかじめ市町村、農業委員会、その他関係機関の意見を聴くものとする。

(2) 育成支援計画には、次の事項について定めるものとし、別記様式第1号によるものとする。

### ① 計画概要

ア 申請主体

イ 事業地区

### ② 利用集積計画

ア 農業構造再編の目標

- ・農業経営基盤強化促進法第5条に基づく都道府県の基本方針、同法第6条に基づく市町村の基本構想等当該地域の農業構造の再編に関すること。

イ 担い手等の見通し

- ・担い手の現況と目標に関すること。
- ・利用集積の目標とその方法に関すること。

### ③ 助成計画

ア 対象事業等

- ・対象となる事業と適用要件に関すること。

イ 助成額と助成金の使途

- ・助成金の交付期間及び毎年度の助成額に関すること。
- ・助成金の使途と年次計画に関すること。

### ④ 推進体制

ア 事業の推進体制の整備と活動内容に関すること。

### ⑤ その他必要な事項

(3) 土地改良区が育成支援計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、事業の申請を行う一の土地改良区を定め、計画を作成するものとする。

## 2 育成支援計画の申請

育成支援計画の認定を申請するに当たっては、土地改良区が申請を行う場合にあっては総会等の議決、市町村が申請を行う場合にあっては事業地区内の受益者全員の同意を得るものとする。

## 3 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第7の3の(5)（要綱第7の3の(7)で準じて取り扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

## 第9 事業の管理等

### 1 事業の実績及び要件達成の報告

(1) 土地改良区等は、毎年度、当該年度の事業実績を要綱第2の公募団体（以下同じ。）に報告するものとし、公募団体は、当該実績を都道府県に報告するものとする。

(2) 第5の1の(1)、第5の2、第5の3のいずれかの要件を達成した場合、土地改良区等は、公募団体に要件達成の報告を第5の1の(1)、第5の2、第5の3のそれぞれについて行うものとする。

(3) 公募団体は、土地改良区等から(2)の報告があった場合、都道府県にその旨を通知し、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(4) 公募団体は、(3)の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

## 2 育成支援事業の打切り

(1) 第5の1の(1)に定める期間を経過しても1の(4)による第5の1の(1)の要件を達成した旨の報告がない場合には、公募団体は、当該報告のない事業地区については、その期間を過ぎた以降の育成支援事業を実施しないものとし、その旨を都道府県及び土地改良区等に通知するものとする。

(2) 土地利用高度化加算については、第5の2又は第5の3の要件を達成した旨の報告がない場合、又は1の(4)の報告後、1の(1)による実績報告において第5の2若しくは第5の3の要件を達成していない旨が2か年連続して報告された場合（都道府県知事が災害等により要件を達成することが不可能であることを地方農政局長と協議して認めた年度を除く。）には、公募団体は、当該事業地区について、その期間を過ぎた以降の助成金の交付は実施しないものとし、その旨を都道府県及び土地改良区等に通知するものとする。

(3) 公募団体は、(1)及び(2)の育成支援事業及び土地改良高度化加算の助成金の交付を実施しない旨を都道府県及び土地改良区等に通知した場合には、農村振興局長に報告するものとする。

## 3 助成金の使途

### (1) 調整活動経費

農用地の効率的利用を図るための土地・水利用調整に要する経費

### (2) 高度化経費

畦畔除去等の農用地及び土地改良施設の効率的利用を図るための整備に要する経費

### (3) 負担金軽減経費

土地改良負担金の軽減に要する経費

## 第10 助成の限度

### 1 助成金の額

各年度の助成金の額は、次に掲げる額のうち最小となる額を限度とする。ただし、公募団体が第9の1の(4)の報告を受ける年度までは、その額の2分の1の額を限度とする。

① 事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息から別記「利子助成限度の適用基準」に定める助成限度利息に相当する利息を差し引いた額。ただし、土地利用高度化加算の交付を受けようとする地区（広域・專業特例地区を除く）については、別記「利子助成限度の適用基準」に定める助成限度利息から1%を引いた利息に相当する利息を差し引いた額。

② 広域專業特例地区については、事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息の1%に相当する額

③ 合算年償還金から2に定める助成金交付基準額を差し引いた額

### 2 助成金交付基準額

助成金交付基準額は、(1)の基準年償還額以上の額とする。ただし、基準年償還額が(2)の額を下回る場合は(2)の額以上の額とする。

(1) 基準年償還額は、次に掲げる額のうち最小となる額とする。

① 10アール当たり3万円（北海道にあっては、2万円）

② 20万円（北海道にあっては、40万円）に育成支援事業の対象となった事業地区的受益農家戸数を乗じ、当該事業地区の受益面積で除して10アール当たりの

額に換算した額

- ③ 特認額
  - ④ 広域・専業特例地区については、10万円に育成支援事業の対象となった事業地区の受益農家戸数を乗じ、当該事業地区の受益面積で除して 10 アール当たりの額に換算した額
- (2) ピーク時 10 アール当たり合算年償還額からおおむね 30 パーセントを減じた額

#### 第 11 都道府県の指導等

要綱第 20 の 2 の (1) に基づき、都道府県が行う土地改良区等への指導は、以下のものとする。

- 1 育成支援事業実施状況の確認及び報告
- 2 土地改良区等への農用地利用集積に関する助言及び指導
- 3 土地改良区等への土地利用の高度化に関する助言及び指導

#### 第 12 育成支援事業の推進体制

土地改良区は、育成支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する育成支援事業推進のための協議会を組織し、当該育成支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

#### 第 13 その他

要綱第 21 に基づく育成支援事業の実績の報告については、別記様式第 2 号によるものとする。

## 別記

### 利子助成限度の適用基準

#### 第1 助成限度利息の算定基準

要領別紙2の第10の1の①の額は、次に掲げる助成限度利息を基に算定する。

目標水準	担い手の農用地集積要件	助成限度利息 (%)				適用
		基準金利				
		4.0%以下	4.0%超 4.5%以下	4.5%超 5.0%以下	5.0%超	
1	要領別紙2の第5の1の(1)のいずれかの要件に該当する場合。	2.00	2.50	3.00	3.50	1. 助成限度利息は、助成金の交付を受けようとする前年度の9月1日時点での基準金利により決定する。 2. 基準金利は、農村振興局長が別に定めるものとする。 3. 要領別紙2の第5の(1)のうち、①又は②の要件を達成し、要領別紙2の第9の1の(4)の報告を行った地区において、引き続き集積を行い左に示す目標水準2又は3の要件を満たした地区は、要領別紙2の第9の1の(4)により集積達成の報告を行った場合、助成限度利息を変更できる。
2	担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手農用地集積増加率がおおむね40%を超えた地区。 ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、内定農用地集積増加率がおおむね30%を超えた地区。 (1) 担い手への農用地利用集積率が20%以上となった地区。 (2) 担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha／戸以上となった地区。 (3) 担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区。ただし、本要件の適用は要領別紙2の第5の1の(1)の②のウの要件を達成した地区に限る。	2.00	2.00	2.25	2.75	
3	担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手農用地集積増加率がおおむね50%を超えた地区。 ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、担い手農用地集積増加率がおおむね40%を超えた地区。 (1) 担い手への農用地利用集積率が20%以上となった地区。 (2) 担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区であって、かつ、担い手の経営等農用地面積が4ha／戸以上となった地区。 (3) 担い手への農用地利用集積率が10%以上となった地区。ただし、本要件の適用は、要領別紙2の第5の1の(1)の②のウの要件を達成した地区に限る。	2.00	2.00	2.00	2.00	

#### 第2 経過措置

平成9年度までに本事業の認定を受けた地区についても、平成10年度以降において第1に掲げる「助成限度利息の算定基準」を適用できるものとする。

## 別紙3（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に係る運用）

### 第1 定義

この運用における定義は、次のとおりとする。

- 1 「担い手」とは、実施要領第5に定めるもの（実施要領第5の3に定めるものを除く。）のほか、以下のいずれかに該当するものとすることができるものとする。
  - (1) 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤強化法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）
  - (2) 都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するもの
    - ① 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者
    - ② 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者
    - ③ 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者
    - ④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者
    - ⑤ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者
- 2 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。
- 3 「担い手農地利用集積率」とは、経営所得安定対策等支援計画（要綱第9の4の計画をいう。以下同じ。）に定める事業地区の受益面積に占める担い手の経営所得安定対策等実施要綱IVの第1の1の（3）の②のアの（イ）に定める生産予定面積又は担い手の経営等農用地の合計面積の割合をいう。

### 第2 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が経営所得安定対策等支援計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（3）の土地改良区等とは、土地改良区又は経営所得安定対策等支援計画に定められた借入主体をいう。

### 第3 経営所得安定対策等支援事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年4月1日以降に採択された次に掲げる事業とする。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所事業にあっては、平成6年3月31日以前に採択された地区であっても平成19年度以降負担金の償還が開始される地区については、対象事業とする。
  - (1) 国営土地改良事業
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業
  - (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所事業
  - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
  - (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、経営所得安定対策等支援事業（要綱第3の1の(3)の事業をいう。以下同じ。）に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）の対象となる事業及び水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型を除くものとする。
  - (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所事業の受益者負担金
  - (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
  - (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

#### 第4 事業地区の要件

要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める要件は、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、次に掲げる要件のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

- (1) 担い手農地利用集積率が、次の①から⑤までのとおり増加すること。
  - ① 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、10ポイント以上増加すること。ただし、担い手農地利用集積率が10ポイント以上増加する場合にあっても、目標年度における担い手農地利用集積率が60パーセント未満となる場合には採択しない。

なお、目標年度における担い手農地利用集積率が8割以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合及び、受益面積3,000ヘクタール以上の地区で、目標年度における担い手農地集積率が50パーセント以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合においては、この限りではない。
  - ② 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。

- ③ 対象事業の採択時における扱い手農地利用集積率が 90 パーセント以上 95 パーセント未満のときは、95 パーセント以上となること。
  - ④ 対象事業の採択時における扱い手農地利用集積率が 95 パーセント以上のときは、事業の実施により扱い手への利用集積が見込まれること。
  - ⑤ 対象事業の採択時における扱い手農地利用集積率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。
- (2) 高収益作物の生産額がおおむね 20%以上増加すること。
- (3) 輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

## 第 5 経営所得安定対策等支援事業

### 1 経営所得安定対策等支援計画の作成

要綱第 9 の 4 の経営所得安定対策等支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第 1 号によるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等支援計画の作成に当たって、土地改良区は、あらかじめ市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。
- (2) 土地改良区が経営所得安定対策等支援計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。

### 2 経営所得安定対策等支援計画の申請

- (1) 経営所得安定対策等支援計画の認定を申請するに当たっては、土地改良区が申請する場合にあっては総会又は総代会の議決、市町村が申請する場合にあっては 事業地区内の受益者全員の同意を得るものとする。
- (2) 要綱第 9 の 4 により土地改良区又は市町村が公募団体（要綱第 2 の公募団体をいう。以下同じ。）に行う経営所得安定対策等支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年の前年度の 9 月末日までに行うものとする。

### 3 事業地区の設定

経営所得安定対策等支援計画において定める事業地区は、原則として対象事業地区とするが、これによりがたい場合は、対象事業地区の中から農家負担、土地改良区の範囲及び市町村の範囲を勘案して設定する。

### 4 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第 9 の 5 の (5) （要綱第 9 の 5 の (7) で準じて取り扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

## 第 6 事業の管理等

### 1 事業の実績及び要件達成の報告

- (1) 土地改良区又は市町村は、毎年度、当該年度の事業の実績を公募団体に報告するものとする。
- (2) 要綱第 10 の 3 の (1) の農村振興局長が定める要件は、第 4 に掲げる要件（以下「要

件」という。)とし、要件を達成したときは、土地改良区又は市町村は、公募団体に要件達成の報告を行うものとする。

- (3) 公募団体は、土地改良区又は市町村から(2)の報告があったときは、都道府県知事にその旨を通知し、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (4) 公募団体は、(3)の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

## 2 要件を達成できない場合の措置

- (1) 要綱第10の3の(1)の調整金の徴収は、次により行う。

- ① 土地改良区又は市町村は、要件を達成することが困難と見込まれる場合にあっては、速やかに公募団体に報告するものとする。公募団体は、当該報告を受けたときは、都道府県に対しその旨を通知するものとする。
- ② 公募団体及び都道府県は、①の通知があったときは、要綱第9の5の手続に準じて取り扱い、要件を満たさないと認められるときは、公募団体は、土地改良区等から調整金を徴収するものとし、その旨を土地改良区等に通知する。
- ③ 土地改良区又は市町村から経営所得安定対策等支援計画に定める目標年度までに1の(2)の要件達成の報告がない場合についても公募団体は土地改良区等から調整金を徴収するものとし、その旨を土地改良区等に通知する。
- ④ 公募団体が土地改良区等から徴収する調整金は、②及び③に定める土地改良区等への調整金の徴収の通知をした年度に属する最終の約定期日（ただし、据置期間中にあっては、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。）の翌日から最終の弁済日までの間について、経営所得安定対策等支援資金（要綱第3の1の(3)の資金をいう。）を貸し付けた日の株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息（年賦均等）の計算方法により算出した額とし、公募団体は、通知をした年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生した調整金を約定期日において徴収するものとする。

## 3 繰上償還

土地改良区等が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき、又は債権保全上特に必要があると認められるときは、要綱第10の1の水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程に基づき、公募団体は当該土地改良区等に対し、期限を指示して繰上償還を請求し、債権の回収に必要な措置を講ずるものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、繰上償還の請求を行わないことができる。

## 第7 都道府県の指導等

要綱第20の2の(1)に基づき、都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1 経営所得安定対策等支援事業の実施状況についての確認及び報告
- 2 土地改良区等への農用地の利用集積に関する助言及び指導

## 第8 経営所得安定対策等支援事業の推進体制

土地改良区又は市町村は、経営所得安定対策等支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する経営所得安定対策等支援事業推進のための協議会を組織し、当該経営所得安定対策等支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

## 第9 その他

要綱第21に基づく経営所得安定対策等支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別記様式第1号

都道府県名	
当初認定年度	
認定地区番号	

# 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画

○ ○ 地 区

(第 ○ 回変更)

○○年○○月

申請主体 ( )

借入主体 ( )

※借入主体（借入主体が複数ある場合はその代表者を記載するものとする。）

○○地区 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画

1. 対象となる土地改良事業等の概要

都道府県名	市町村名	地区名	対象事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	土地改良区等負担額 (千円)

注：目標年度は完了年度から4年目以内又は水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の着手から5年目以内とする。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の概要

(1) 借入計画

借入主体	借入額 (千円) A	土地改良区等負担額 (千円) B	土地改良区等負担額 に占める借入限度額 $C=B \times 5/6$ ( $\geq A$ )	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	借入期間
合 計						

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

(2) 担い手農地利用集積向上計画

	受益面積 ①	担い手経営等農用地面積 ②	担い手農地利用集積率 ③=②/①	備 考
採択時 (○年度)				
目標年度 (○年度)				

(3) 高収益作物生産額向上計画

	採択時 (○年度) ①	目標年度 (○年度) ②	③=②/① × 100	備 考
高収益作物生産額	千円	千円	%	

(4) 輸出事業計画連携計画

認定輸出事業者名	輸出事業実施期間	輸出品目 (産地のエリア)	連携の概要
	○年度～○年度	○○ (○○市○○)	

3. 償還計画

年 度	借入額 ①	借入累積額 ②	償還額 ③	償還累積額 ④	借入残高 ②-④
計					

4. 推進体制

協議会名	
設立日	
代表者	
構成メンバー	

5. その他

(1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画申請に係る同意

(2) その他

別記様式第2号

令和〇〇年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実績報告書

1 令和〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策等支援事業認定状況

(単位：地区数)

都道府県名	新規 ①	継続 ②	完了 ③	全体 ④=①+②+③	変更
			( )		( )

注：完了欄、変更欄の（）内には当該年度の地区数を内数として記入する。

2 令和〇〇年度水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施状況

(単位：千円、地区数)

都道府県名	借入額 ①	借入累積額 ②	償還額 ③	償還累積額 ④	借入残高 ②-④	借入 地区数	償還 地区数

## 別紙4（災害被災地域土地改良負担金償還助成事業に係る運用）

### 第1 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が災害償還助成計画（要綱第11の2の計画をいう。）の申請を行う場合、要綱第3の1の（4）の土地改良区等とは、土地改良区又は災害償還助成計画に定められた実施主体をいう。

### 第2 災害償還助成事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の（4）の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。
  - (1) 国営土地改良事業
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業
  - (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所事業
  - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
  - (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)の事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の（1）の農村振興局長が定める負担金のうち、災害償還助成事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所事業の受益者負担金
  - (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
  - (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

### 第3 事業地区の要件

要綱第3の1の（4）の農村振興局長が定める要件は、対象事業の地区について、被災した農用地又は要綱第3の1の（4）に定める土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (2) 土地改良法第87条の5
- (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- (6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整地公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

### 第4 災害償還助成計画

- 1 災害償還助成計画の作成
  - (1) 要綱第11の2の災害償還助成計画の様式は、別記様式第1号によるものとする。

(2) 土地改良区が災害償還助成計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区等の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、事業の申請を行う一の土地改良区を定め、当該計画を作成するものとする。

## 2 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第 11 の 3 の (5) (要綱第 11 の 3 の (7) で準じて取り扱う場合を含む。) の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

## 第 5 災害償還助成金の額

災害償還助成金の交付額は、要綱第 11 の 3 の (4) の都道府県知事の承認を受けた災害償還助成計画に定められた助成額を限度とする。

## 第 6 その他

要綱第 21 に基づく災害償還助成事業の実績の報告については、別記様式第 2 号によるものとする。

## 別紙5（経営安定対策基盤整備緊急支援事業に係る運用）

### 第1 定義

この運用における定義は、次のとおりとする。

- 1 「扱い手」とは、実施要領第5に定めるもの（実施要領第5の3に定めるものを除く。）のほか、以下のいずれかに該当するものとすることができるものとする。
  - (1) 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤強化法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）
  - (2) 都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するもの
    - ① 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者
    - ② 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者
    - ③ 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者
    - ④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に扱い手の考え方として記載される内容に該当する農業者
    - ⑤ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者
    - ⑥ ①から⑤までの扱い手に準ずるもので、都道府県知事が扱い手として特に認めている者
- 2 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。
- 3 「扱い手農地利用集積率」とは、緊急支援計画（要綱第13の3の計画をいう。以下同じ。）に定める事業地域の受益面積に占める扱い手の経営所得安定対策等実施要綱IVの第1の1の（3）②ア（イ）に定める生産予定面積又は扱い手の経営等農用地の合計面積の割合をいう。
- 4 「扱い手農地集約化率」とは、緊急支援計画で定める事業地域の受益面積に占める、第3の6の集約化要件を満たすまとまりを有する面積の割合をいう。
- 5 「耕地利用率」とは、緊急支援計画で定める事業地域における、耕地面積を100とした場合の作付延べ面積の割合をいう。
- 6 「合算総償還額」とは、対象地域において計画認定年度に受益者負担金の償還を行って

いる土地改良事業等の事業別総償還額の合算をいう。

- 7 「事業別総償還額」とは、土地改良事業等の1事業の受益者負担金の償還元金に償還期間の利息を加えた額をいう。
- 8 「10 アール当たり合算総償還額」とは、合算総償還額を対象地域の受益面積で除して 10 アール当たりに換算した額をいう。
- 9 「戸当たり合算総償還額」とは、合算総償還額を対象地域の受益農家戸数で除した額をいう。

## 第2 本事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の(5)の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次の事業とする。
  - (1) 国営土地改良事業
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業
  - (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業
  - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
  - (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、緊急支援事業（要綱第3の1の(5)の事業をいう。以下同じ。）に係る負担金とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
  - (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
  - (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

## 第3 事業の実施要件

要綱第3の1の(5)の農村振興局長が定める要件は、次の1又は2、及び4の要件に該当する地域を対象とする。ただし、平成26年度以降に緊急支援計画を新たに作成する地域においては、1から3までのいずれか、並びに4及び5の要件に該当する地域を対象とする。また、平成25年度以前に採択された地区で平成28年度以降も継続実施する地域においては、当初事業採択時の要件を満たすとともに、平成28年度以降は変更緊急支援計画の目標年度までに1から3までのいずれか、並びに4及び5の要件を満たすこととする。

- 1 担い手への集積について、次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。ただし、平成25年度以前に採択された地区で平成28年度以降も継続実施する地域においては、平成27年度を事業の採択時と読み替えた上で、次の(4)から(6)までのいずれかを満たすこと。
  - (1) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

- ① 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 10 パーセント未満のときは、15 パーセント以上となること。
  - ② 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 10 パーセント以上 25 パーセント未満のときは、5 パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 25 パーセント以上 27.5 パーセント未満のときは、30 パーセント以上となること。
  - ④ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 27.5 パーセント以上 45 パーセント未満のときは、2.5 パーセントポイント以上増加すること。
  - ⑤ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 45 パーセント以上 47.5 パーセント未満のときは、47.5 パーセント以上となること。
  - ⑥ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 47.5 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。
  - ⑦ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。
- (2) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地集約化率が次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ① 事業の採択時における担い手農地集約化率が 6.5 パーセント未満のときは、10 パーセント以上となること。
  - ② 事業の採択時における担い手農地集約化率が 6.5 パーセント以上 17.5 パーセント未満のときは、3.5 パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 17.5 パーセント以上 19.2 パーセント未満のときは、21 パーセント以上となること。
  - ④ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 19.2 パーセント以上 31.5 パーセント未満のときは、1.8 パーセントポイント以上増加すること。
  - ⑤ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 31.5 パーセント以上 33.3 パーセント未満のときは、33.3 パーセント以上となること。
  - ⑥ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 33.3 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への集約化が見込まれること。
  - ⑦ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。
- (3) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手数の割合が 15 パーセントポイント以上増加すること。
- (4) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ① 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 5 パーセント未満のときは、7.5 パーセント以上となること。
  - ② 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 5 パーセント以上 12.5 パーセント未満のときは、2.5 パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 12.5 パーセント以上 13.8 パーセント未満のときは、15 パーセント以上となること。

- ④ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 13.8 パーセント以上 22.5 パーセント未満のときは、1.2 パーセントポイント以上増加すること。
  - ⑤ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 22.5 パーセント以上 23.7 パーセント未満のときは、23.7 パーセント以上となること。
  - ⑥ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 23.7 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。
  - ⑦ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。
- (5) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地集約化率が次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ① 事業の採択時における担い手農地集約化率が 3.3 パーセント未満のときは、5 パーセント以上となること。
  - ② 事業の採択時における担い手農地集約化率が 3.3 パーセント以上 8.8 パーセント未満のときは、1.8 パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 8.8 パーセント以上 9.6 パーセント未満のときは、10.5 パーセント以上となること。
  - ④ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 9.6 パーセント以上 15.7 パーセント未満のときは、0.9 パーセントポイント以上増加すること。
  - ⑤ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 15.7 パーセント以上 16.6 パーセント未満のときは、16.6 パーセント以上となること。
  - ⑥ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 16.6 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への集約化が見込まれること。
  - ⑦ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。
- (6) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手数の割合が 7.5 パーセントポイント以上増加すること。
- 2 中山間地域等の条件不利地域においては、担い手への集積について次の（1）から（3）までのいずれかを満たすこと。ただし、平成 25 年度以前に採択された地域で平成 28 年度以降も継続実施する中山間地域等の条件不利地域においては、平成 27 年度を事業の採択時と読み替えた上で、次の（4）から（6）までのいずれかを満たすこと。
- (1) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の受益面積に占める担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ① 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 5 パーセント未満のときは、7.5 パーセント以上となること。
  - ② 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 5 パーセント以上 12.5 パーセント未満のときは、2.5 パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 12.5 パーセント以上 13.8 パーセント未満のときは、15 パーセント以上となること。
  - ④ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 13.8 パーセント以上 22.5 パーセント未満のときは、1.2 パーセントポイント以上増加すること。

- ⑤ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 22.5 パーセント以上 23.7 パーセント未満のときは、23.7 パーセント以上となること。
  - ⑥ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 23.7 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。
  - ⑦ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。
- (2) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地集約化率が次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ① 事業の採択時における担い手農地集約化率が 3.3 パーセント未満のときは、5 パーセント以上となること。
  - ② 事業の採択時における担い手農地集約化率が 3.3 パーセント以上 8.8 パーセント未満のときは、1.8 パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 8.8 パーセント以上 9.6 パーセント未満のときは、10.5 パーセント以上となること。
  - ④ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 9.6 パーセント以上 15.7 パーセント未満のときは、0.9 パーセントポイント以上増加すること。
  - ⑤ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 15.7 パーセント以上 16.6 パーセント未満のときは、16.6 パーセント以上となること。
  - ⑥ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 16.6 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への集約化が見込まれること。
  - ⑦ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。
- (3) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手数の割合が 7.5 パーセントポイント以上増加すること。
- (4) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ① 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 2.5 パーセント未満のときは、3.8 パーセント以上となること。
  - ② 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 2.5 パーセント以上 6.3 パーセント未満のときは、1.3 パーセントポイント以上増加すること。
  - ③ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 6.3 パーセント以上 6.9 パーセント未満のときは、7.5 パーセント以上となること。
  - ④ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 6.9 パーセント以上 11.3 パーセント未満のときは、0.6 パーセントポイント以上増加すること。
  - ⑤ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 11.3 パーセント以上 11.9 パーセント未満のときは、11.9 パーセント以上となること。
  - ⑥ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 11.9 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。
  - ⑦ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。

(5) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地集約化率が次のとおり増加することが確実と見込まれること。

- ① 事業の採択時における担い手農地集約化率が 1.7 パーセント未満のときは、2.5 パーセント以上となること。
- ② 事業の採択時における担い手農地集約化率が 1.7 パーセント以上 4.4 パーセント未満のときは、0.9 パーセントポイント以上増加すること。
- ③ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 4.4 パーセント以上 4.8 パーセント未満のときは、5.3 パーセント以上となること。
- ④ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 4.8 パーセント以上 7.9 パーセント未満のときは、0.5 パーセントポイント以上増加すること。
- ⑤ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 7.9 パーセント以上 8.3 パーセント未満のときは、8.3 パーセント以上となること。
- ⑥ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 8.3 パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への集約化が見込まれること。
- ⑦ 事業の採択時における担い手農地集約化率が 100 パーセントのときは、これを維持すること。

(6) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手数の割合が 3.8 パーセントポイント以上増加すること。

3 緊急支援計画で定める目標年度までに、耕地利用率が次のとおり増加することが確実と見込まれること。

- ① 事業の採択時における耕地利用率が 90 パーセント未満のときは、2 パーセントポイント以上増加すること。
- ② 事業の採択時における耕地利用率が 90 パーセント以上 92 パーセント未満のときは、92 パーセント以上となること。
- ③ 事業の採択時における耕地利用率が 92 パーセント以上 100 パーセント未満のときは、事業の実施により、耕地利用率の向上が見込まれること。
- ④ 事業の採択時における耕地利用率が 100 パーセント以上のときは、100 パーセント以上を維持すること。

4 当該地域について、次の（1）又は（2）のいずれかの受益者負担の要件を満たすこと。

(1) 当該地域の土地改良事業等の受益者負担率が次のいずれかを満たすこと。

- ① 国営かんがい排水事業（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 532 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が 7 パーセント以上であること。
- ② 国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 構改D第 157 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が 9 パーセント以上であること。
- ③ 水利施設整備事業（農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知）の第 2 の 3 に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が 14 パーセント以上であること。
- ④ 農地整備事業のうち畠地帯担い手育成型及び畠地帯担い手支援型（農業競争力強化

基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号・24 生畜第 2231 号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）別紙 1－1 の第 2 の 2 及び 3 に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が 13 パーセント以上であること。

⑤ 農地整備事業のうち経営体育成型（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号・24 生畜第 2231 号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）別紙 1－1 の第 2 の 1 に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が 15 パーセント以上であること。

⑥ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 100 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が 15 パーセント以上であること。

⑦ 上記①から⑥までの事業以外は受益者負担率が 15 パーセント以上であること。

（2）当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算総償還額が次の①又は②のいずれかを満たすこと。ただし、平成 25 年度に緊急支援計画を新たに作成する地域においては、次の③又は④のいずれかを満たすこと。

- ① 10 アール当たり合算総償還額が 87,000 円以上であること。
- ② 戸当たり合算総償還額が 1,470,000 円以上であること。
- ③ 10 アール当たり合算総償還額が 44,000 円以上であること。
- ④ 戸当たり合算総償還額が 740,000 円以上であること。

5 当該地域において、地域計画を作成していること又は作成することが確実と見込まれること。

6 第 1 の 4 の「集約化要件」は、同一の担い手の経営等農用地であって、北海道では 3.0 ヘクタール、都府県では 1 ヘクタール（都道府県知事があらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2つ以上の農用地であって、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

- （1）2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- （2）2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- （3）2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- （4）段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- （5）2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- （6）その他緊急支援事業の趣旨に照らして都道府県知事が適当であると認めるもの

7 2 の「中山間地域等の条件不利地域」は、次の（1）及び（2）の要件を満たす地域をいう。

（1）次の地域指定等のいずれかを満たすこと。

- ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み

替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

- ② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
  - ③ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域
  - ④ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
  - ⑥ ①から⑤までの対象地域に準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める市町村
  - ⑦ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に規定する特別豪雪地帯
  - ⑧ 急傾斜地畠地帯（対象地域内の畠地における平均斜度が 15 度以上の地域）
- （2）対象地域の林野率が 50 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域であること。

#### 第 4 事業地域の設定

- 1 緊急支援計画において定める事業地域（以下「事業地域」という。）は、原則として以下によるものとするが、これによりがたい場合は、土地利用、水利用、受益者負担、土地改良区の範囲及び市町村の範囲等の単位を勘案して定めるものとする。
  - （1）対象事業の施行に係る区域（以下「対象区域」という。）を一の事業地域とする。
  - （2）一の事業地域に複数の対象区域があり、区域の一部が重複する場合には、重複する区域又はその他の区域を含めて一事業地域として、緊急支援計画を作成することができるものとする。ただし、第 3 に定める要件を一の事業地域として適用できる場合に限る。

#### 第 5 緊急支援計画

- 1 緊急支援計画の作成
  - 要綱第 13 の 3 の緊急支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第 1 号によるものとする。
    - （1）緊急支援計画の作成に当たって、土地改良区は、あらかじめ市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。

(2) 土地改良区が緊急支援計画を作成しようとする地域内に他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。

## 2 緊急支援計画の申請

(1) 緊急支援計画の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の合意を得るものとする。

(2) 要綱第13の3により土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）が要綱第2の公募団体（以下同じ。）に行う緊急支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年度の6月末日までに行うものとする。

## 3 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第13の4の(5)（要綱第13の4の(7)により準じて取り扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

# 第6 事業の管理等

## 1 事業の要件達成報告

(1) 土地改良区等は、第3の1から3までのいずれかの要件を達成したときは、都道府県知事に要件達成の報告を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、地方農政局長を経由して（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）を経由して、2の(2)及び(7)において同じ。）、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

## 2 中間審査

(1) 土地改良区等は、計画認定年度を含めて3年度目以降要件を達成するまで、緊急支援計画を踏まえ、緊急支援計画審査表（別記様式第2-1号から第2-4号）を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、緊急支援計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、当該年度の11月末日までに地方農政局長を経由して、農村振興局長に報告するものとする。

(3) (2)の審査の結果、緊急支援計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、次のいずれかの基準に達しない場合には、都道府県知事は適切な措置を講ずることとし、その結果を(2)の審査を行う年度の次年度の9月末日までに地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告するものとする。

① 緊急支援計画に定める担い手農地利用集積率、担い手農地集約化率及び耕地利用率については、目標年度と採択時との差の30パーセント以上増加すること。

② 緊急支援計画に定める担い手者数増加割合については、目標年度の増加割合の30パーセント以上増加すること。

(4) 地方農政局長等は、(3)の報告において、次のいずれかの基準に達しない場合には、都道府県に対して、事業の実施方針の検討を指示するとともに、その状況を(2)審査を行う年度の次年度の11月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

① 緊急支援計画に定める担い手農地利用集積率、担い手農地集約化率及び耕地利用率については、目標年度と採択時との差の20パーセント以上増加すること。

- ② 緊急支援計画に定める担い手者数増加割合については、目標年度の増加割合の 20 パーセント以上増加すること。
- (5) 都道府県知事は、地方農政局長等から（4）の指示を受けた場合には、土地改良区等に対し事業の実施方針の作成を指示し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、（5）の報告について評価を行い、その結果を（2）の審査を行う年度の次年度の 2 月末日までに農村振興局長に報告するものとする。
- (7) 農村振興局長は、（6）の報告に基づき、緊急支援計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、公募団体に対し、当該土地改良区等に対する当該年度の次年度以降の助成金を交付しないよう指示するものとする。この場合、農村振興局長は、地方農政局長を経由して、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- (8) 都道府県知事は、（7）の通知を受けた場合は、その旨を当該土地改良区等に通知するものとする。

### 3 助成金の使途

要綱第 14 の 4 の農村振興局長が定める経費とは、次の経費とする。

- (1) 調整活動経費  
農用地の効率的利用を図るための土地・水利用調整に要する経費
- (2) 負担金軽減経費  
土地改良負担金の軽減に要する経費

## 第 7 助成額の限度

- 1 要綱第 14 の 2 の助成額は、対象地域における対象事業の当該年度の受益者負担金又は償還金のうち本事業を除く農家負担金軽減支援対策事業による利子助成額、その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還利息相当額を限度とする。ただし、合算総償還額の全体利子相当額の 6 分の 5 を超えることができないものとする。
- 2 土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金の借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を 1 の償還利息相当額とみなす。

## 第 8 他事業との関連

担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）による無利子貸付の対象負担金については、本事業による助成の対象としないものとする。

## 第 9 本事業の推進体制

土地改良区等は、本事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

## 第 10 その他

要綱第 21 に基づく緊急支援事業の実績の報告については、別記様式第 3 号によるものと

する。

都道府県名	
当初認定年度	
認定地域番号	

# 経営安定対策基盤整備緊急支援計画（案）

○ ○ 地 域

(第 ○ 回変更)

○○年○○月

申請団体 ( )

※申請団体（申請団体が複数ある場合はその代表者を記載するものとする。）

都道府県内位置図

経営安定対策基盤整備緊急支援計画図

○ ○ 県 ○ ○ 地 域

凡例

市町村行政界

土地改良区界

区分

○○地区 経営安定対策基盤整備緊急支援計画

1. 対象地域の概要

都道府県名	市町村名	地域名	関係土地改良区等		目標 年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	備考
			整理 番号					
						( )	( )	
						( )	( )	
						( )	( )	
						( )	( )	
						( )	( )	
						( )	( )	

注1) 目標年度は平成32年度以内とする。

注2) 関係土地改良区等は、対象地域に関する土地改良区又は市町村全てを記入する。

注3) 対象事業地区全体で申請することが困難な場合、申請対象範囲の受益面積及び受益戸数を下段( )に記入する。

## 2. 申請要件

### (1) 受益者負担要件

対象 事業 番号	事業名	地区名	事業主体	工期	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (円)	受益者 負担率 (%)	受益者負担 事業費 (円)	総償還額 (円)	償還期間	関係土地 改良区等 の整理番号	10a当たり 総償還額 (円/10a)	戸当たり 総償還額 (円/戸)	要領別紙5の第3の4		
															(1)	(2)の①	(2)の②
合計					0	0	0		0	0							

注1) 「関係土地改良区等の整理番号」は、対象事業に関する1. 対象地域の概要の関係土地改良区等の整理番号を記入する。（複数の関係土地改良区等がある場合は、全ての整理番号を記入する。）

注2) 「要領別紙5の第3の4の該当適用有無の（1）、（2）の①及び②」の合計欄には該当要件箇所に「○」を記入する。

(2) - 1 集積要件（平成 24 年度以前申請地区）

①基本の集積要件（対象受益面積 ha）

要 領 別紙 5	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第 3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が15パーセントポイント以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「○」を記入する。

注2) (1) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 1 の (1) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 1 の (2) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の集積要件（対象受益面積 ha）

要 領 別紙 5	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第 3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5パーセントポイント以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「○」を記入する。

注2) (1) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 2 の (1) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 2 の (2) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

(2) - 2 集積要件（平成 25 年度申請地区）

①基本の集積要件（対象受益面積 ha）

要 領 別紙 5	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第 3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5パーセントボイント以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「○」を記入する。

注2) (1) の「適用要件」欄は、要領別紙5の第3の1の(4)の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2) の「適用要件」欄は、要領別紙5の第3の1の(5)の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の集積要件（対象受益面積 ha）

要 領 別紙 5	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第 3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が3.8パーセントボイント以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「○」を記入する。

注2) (1) の「適用要件」欄は、要領別紙5の第3の2の(4)の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2) の「適用要件」欄は、要領別紙5の第3の2の(5)の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

(2) - 3 集積要件（平成 26 年度以後申請地区又は平成 28 年度以降継続地区）

①基本の集積要件（対象受益面積 ha）

要 領 別紙 5	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第 3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への集約化率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が15パーセントポイント以上増加			
第3の3	地域における耕地利用率が一定割合以上の増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「○」を記入する。

注2) (1) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 1 の (1) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 1 の (2) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注4) 第 3 の 3 の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 3 の①から④までのいずれかの番号を記入する。

②中山間地域等の条件不利地域の集積要件（対象受益面積 ha）

要 領 別紙 5	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第 3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への集約化率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5パーセントポイント以上増加			
第3の3	地域における耕地利用率が一定割合以上の増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「○」を記入する。

注2) (1) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 2 の (1) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2) の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 2 の (2) の①から⑦までのいずれかの番号を記入する。

注4) 第 3 の 3 の「適用要件」欄は、要領別紙 5 の第 3 の 3 の①から④までのいずれかの番号を記入する。

### 3. 助成金交付計画（平成 25 年度以前申請地区）

### 3. 助成金交付計画(平成 26 年度以後申請地区又は平成 28 年度以降継続地区)

#### 4. 担い手農地利用集積等向上計画

##### (1) 担い手農地利用集積向上計画

区分	項目 受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③=②/①×100	備考
採択時 (○年度)				
目標年度 (○年度)				

##### (2) 担い手農地集約化向上計画

区分	項目 受益面積 (ha) ①	担い手農地 集約化面積 (ha) ②	担い手農地 集約化率 (%) ③=②/①×100	備考
採択時 (○年度)				
目標年度 (○年度)				

##### (3) 担い手者数向上計画

区分	項目 受益者数 (人) ①	担い手者数 (人) ②	担い手者数 増加割合 (△セントボイント) ③=③-②)/②×100	備考
採択時 (○年度)		②		
目標年度 (○年度)		③		

(4) 耕地利用率向上計画

項目 区分	受益面積 (ha) ①	作付延べ面積 (ha) ②	耕地利用率 (%) ③=②/①×100	備考
採択時 (○年度)				
目標年度 (○年度)				

5. 推進体制

協議会名	
設立日	
代表者	
構成メンバー	

6. その他

## ○○年度 経営安定対策基盤整備緊急支援計画審査表

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 担い手農地利用集積向上計画

区分	項目	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③=②/①×100	要件達成 中間基準 (%)	要件 達成 判定	備考
採択時 (○年度)							
目標年度 (○年度)							
中間審査時 (○年度)							
要件達成確認時 (○年度)							
" (○年度)							
" (○年度)							
" (○年度)							

注1) 要件達成中間基準は、目標年度と採択時との担い手農地利用集積率の差の30%以上とする。

注2) 中間審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。

注3) 要件達成確認時とは、中間審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。

## ○○年度 経営安定対策基盤整備緊急支援計画審査表

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 担い手農地集約化向上計画

区分	項目	受益面積 (ha) ①	担い手農地 集約化面積 (ha) ②	担い手農地 集約化率 (%) ③=②/①×100	要件達成 中間基準 (%)	要件 達成 判定	備考
採択時 (○年度)							
目標年度 (○年度)							
中間審査時 (○年度)							
要件達成確認時 (○年度)							
" (○年度)							
" (○年度)							
" (○年度)							

注1) 要件達成中間基準は、目標年度と採択時との担い手農地集約化率の差の30%以上とする。

注2) 中間審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。

注3) 要件達成確認時とは、中間審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。

## ○○年度 経営安定対策基盤整備緊急支援計画審査表

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 担い手者数向上計画

区分	項目	受益者数 (人) ①	担い手者数 (人)	担い手者数 増加割合 (パーセントボイント) $(\text{③}-\text{②})/\text{②} \times 100$	要件達成 中間基準 (パーセントボイント)	要件 達成 判定	備考
採択時 (○年度)		②					
目標年度 (○年度)		③					
中間審査時 (○年度)		③-1					
要件達成確認時 (○年度)		③-2					
" (○年度)		③-3					
" (○年度)		③-4					
" (○年度)		③-5					

注1) 要件達成中間基準は、目標年度の担い手者数増加割合の30%以上とする。

注2) 中間審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。

注3) 要件達成確認時とは、中間審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。

## ○○年度 経営安定対策基盤整備緊急支援計画審査表

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 耕地利用率向上計画

項目 区分	受益面積 (ha) ①	作付延べ面積 (ha) ②	耕地利用率 (%) ③=②/①×100	要件達成 中間基準 (%)	要件 達成 判定	備考
採択時 (○年度)						
目標年度 (○年度)						
中間審査時 (○年度)						
要件達成確認時 (○年度)						
" (○年度)						
" (○年度)						
" (○年度)						

注1) 要件達成中間基準は、目標年度と採択時の耕地利用率の差の30%以上とする。

注2) 中間審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。

注3) 要件達成確認時とは、中間審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。

別記様式第3号

○○年度 経営安定対策基盤整備緊急支援事業実績報告書

1 ○○年度経営安定対策基盤整備緊急支援事業認定状況

(単位：地区数)

都道府県名	新規 ①	継続 ②	完了 ③	全体 ④=①+②+③	変更
			( )		( )

注) 完了欄、変更欄の( )内には当該年度の地区数を内数として記入する。

2 ○○年度経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施状況

(単位：円、地区数)

都道府県名	助成額	助成累積額	助成 地域数	備考

## 別紙6（農地有効利用推進支援事業に係る運用）

### 第1 本事業の対象となる助成団体、地区

- 1 要綱第3の1の（6）の農村振興局長が定める者（以下「助成団体」という。）とは、次のとおりとする。
  - (1) 事業費助成型の対象となる助成団体は、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業を営む者が組織する法人とする。なお、土地改良区が設立されていない事業地区では市町村が農地利用推進計画の申請を行うことができるものとし、その場合には、助成団体は、農地利用推進計画に定められた借入主体をいう。
  - (2) 一括前払助成型の対象となる助成団体は、農地中間管理機構とする。
- 2 本事業で利子助成を行う対象となる地区は、農地耕作条件改善事業（以下「対象事業」という。）を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標年度（対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とする）において原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。において、次のとおり増加することが確実と見込まれる地区とする。
  - (1) 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、80パーセント以上となること。
  - (2) 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上のときは、事業の実施により担い手への利用集積が見込まれること。
  - (3) 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

### 第2 農地利用推進計画

#### 1 農地利用推進計画の作成

- (1) 要綱第15の2の農地利用推進計画は、事業費助成型の場合は別記様式第1号に、一括前払助成型の場合は別記様式第2号により作成するものとする。
- (2) 農地利用推進計画の作成に当たって、事業費助成型のみ実施する地区においては、助成団体は、あらかじめ市町村、農業委員会、農地中間管理機構等その他関係機関の意見を聴くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。  
一括前払助成型のみ実施する地区においては、助成団体は、あらかじめ助成の対象事業の実施主体、市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。
- (3) 土地改良区が農地利用推進計画を作成しようとする地域内に他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。

#### 2 農地利用推進計画の申請

- (1) 助成団体は、農地利用推進計画事業費助成型の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の同意を得るものとする。
- (2) 要綱第15の2により助成団体が公募団体（要綱第2の公募団体をいう。以下同じ。）に行う農地利用推進計画の認定の申請は、助成の対象となる資金の借入を行う年度の9月末日までに行うものとする。

#### 3 農林水産省への報告

- 公募団体は、要綱第15の3の（5）（要綱第15の3の（7）により準じて取扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

### 第3 事業の管理等

#### 1 事業の要件達成報告

- (1) 助成団体は、対象事業の完了年度を含めて目標年度まで毎年度、公募団体に対し別記様式第3号により、第1の2の要件達成状況の報告を行うものとする。なお、目標年度以前において要件を達成した場合においても、目標年度まで毎年度、報告を行うものとする。
- (2) 公募団体は、(1)の報告があった場合には、都道府県知事にその旨を報告する。なお、(1)の報告が要件達成の場合には、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (3) 公募団体は、(1)の報告があった場合には、農村振興局長にその旨報告するものとする。なお、(1)の報告が要件達成の場合には、(2)の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

#### 2 事業の要件を達成できない場合の措置

- (1) 公募団体及び都道府県は、第3の1の要件達成状況の報告において、目標年度までに要件達成が困難と認められる場合には、助成団体に対して目標達成に向けた事業の推進を図るよう指示することができるものとする。
- (2) 助成団体は、(1)の指示があったときは、第5に定める協議会において、目標達成に向けた実施方針を作成し、取組を行うものとする。
- (3) 公募団体及び都道府県は、第3の1の要件達成状況の報告において、第1の2の事業の要件を達成することが困難と見込まれる場合には、要綱第15の3の手続に準じて取扱い、事業の要件を達成できないと認められるときは、公募団体は、助成団体への農地利用推進事業を打ち切るものとし、その旨を助成団体に通知する。
- (4) 公募団体及び都道府県は、第3の1の報告が目標年度において、第1の2の事業の要件を達成していない場合には、要綱第15の3の手続に準じて取扱い、事業の要件を達成していないと認められるときは、公募団体は、助成団体への農地利用推進事業を打ち切るものとし、その旨を助成団体に通知する。
- (5) 助成団体から農地利用推進計画に定める目標年度において第3の1の要件達成状況の報告がない場合についても、公募団体は、助成団体への農地利用推進事業を打ち切るものとし、その旨を助成団体に通知する。
- (6) 公募団体は、(1)の指示を行った場合又は(3)、(4)若しくは(5)の通知を行った場合には、その旨を農村振興局長へ報告するものとする。

#### 3 一括前払助成型の実績の報告

助成団体は、一括前払金を農地の出し手へ支払った場合には、その旨を土地改良事業償還金等の債権を有する者へ通知するとともに、債権を有する者から債務が解消されたことに確認を受けるものとし、公募団体へ報告を行うものとする。公募団体は、報告があった場合には、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

### 第4 助成額の限度

要綱第16の2の助成額は、事業費助成型については対象地区における当該年度の受益者負担金の償還利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。一括前払助成型にあっては、対象地区における当該年度の一括前払借入資金の償還利子相当額を超えることができないものとする。

### 第5 本事業の推進体制

事業費助成型の助成団体は、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村、農地中間管理機構等で構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。事業費助成型と併せて一括前払助成型を実施する地区においては、一括前払助成型の助成団体は、事業費助成型の助成団体と協力し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

一括前払助成型のみ実施する地区においては、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、対象事業の実施主体、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

## 第6 その他

1 一括前払助成型については、受け手とやむを得ない事由により賃貸借権の設定を解除することとなった場合は、助成団体は、農地利用推進計画に定める助成金交付計画で定めた年度について、2年間を限度として延期の申出を公募団体に対して行うことができる。本申出は、要綱第15の3の(6)に基づき、理由を付して行うものとする。

なお、本申出を行う場合にはあっては、第5に定める協議会において合意を得るとともに、協力し早期に農地の新たな借受希望者の選定に努めるものとする。

2 要綱第15の3の(6)の農振興局長が別に定める重要な変更とは、対象事業の事業計画等について変更申請が行われた場合とするものとする。

3 要綱第21に基づく農地利用推進事業の実績報告については、別記様式第4号によるものとする。

## 別紙7（地域生産基盤保全強化支援事業に係る運用）

### 第1 定義

この運用における定義は、次のとおりとする。

- 1 「扱い手」とは、実施要領第5に定めるもの（実施要領第5の3に定めるものを除く。）のほか、以下のいずれかに該当するものとすることができるものとする。
  - (1) 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤強化法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）
  - (2) 都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するもの
    - ① 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者
    - ② 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者
    - ③ 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者
    - ④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に扱い手の考え方として記載される内容に該当する農業者
    - ⑤ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者
  - 2 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。
  - 3 「扱い手農地利用集積率」とは、保全強化支援計画（要綱第17の2の計画をいう。以下同じ。）に定める事業地区の受益面積に占める扱い手の経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の（3）の②のアの（イ）に定める生産予定面積又は扱い手の経営等農用地の合計面積の割合をいう。

### 第2 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が保全強化支援計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（7）の土地改良区等とは、土地改良区又は保全強化支援計画に定められた借入主体をいう。

### 第3 保全強化支援事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の(7)の農村振興局長が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。
  - (1) 国営土地改良事業
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業
  - (3) 国の補助を受けて実施された土地改良事業
  - (4) 国の補助を受けないで実施された土地改良事業であって、(1)から(3)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、保全強化支援事業（要綱第3の1の(7)の事業をいう。以下同じ。）に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）の対象となる事業を除くものとする。
  - (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
  - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - (3) 国の補助を受けて実施された土地改良事業の受益者負担金
  - (4) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

#### 第4 事業地区の要件

要綱第3の1の(7)の農村振興局長が定める要件は、保全強化支援計画で定める目標年度までに、次に掲げる要件のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

- (1) 担い手農地利用集積率が、次の①から⑤までのとおり増加すること。
  - ① 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、10ポイント以上増加すること。ただし、担い手農地利用集積率が10ポイント以上増加する場合にあっても、目標年度における担い手農地利用集積率が60パーセント未満となる場合には採択しない。

なお、目標年度における担い手農地利用集積率が8割以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合及び、受益面積3,000ヘクタール以上の地区で、目標年度における担い手農地集積率が50パーセント以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合においては、この限りではない。
  - ② 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。
  - ③ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満のときは、95パーセント以上となること。
  - ④ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上のときは、事業の実施により担い手への利用集積が見込まれること。
  - ⑤ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。
- (2) 高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること。
- (3) 輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

(4) 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。

## 第5 保全強化支援事業

### 1 保全強化支援計画の作成

保全強化支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

(1) 保全強化支援計画の作成に当たって、土地改良区は、あらかじめ市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聞くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。

(2) 土地改良区が保全強化支援計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。

### 2 保全強化支援計画の申請

(1) 土地改良区又は市町村は、保全強化支援計画の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の同意を得るものとする。

(2) 要綱第17の2により土地改良区又は市町村が公募団体（要綱第2の公募団体をいう。以下同じ。）に行う保全強化支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年度の9月末日までに行うものとする。

### 3 事業地区の設定

保全強化支援計画において定める事業地区は、原則として対象事業地区とするが、これによりがたい場合は、対象事業地区の中から農家負担、土地改良区の範囲及び市町村の範囲を勘案して設定する。

### 4 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第17の3の(5)（要綱第17の3の(7)で準じて取り扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

## 第6 事業の管理等

### 1 事業の要件達成報告

(1) 土地改良区又は市町村は、第4に掲げる要件を達成したときは、公募団体に要件達成の報告を行うものとする。

(2) 公募団体は、土地改良区又は市町村から(1)の報告があったときは、都道府県知事にその旨を通知し、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(3) 公募団体は、(2)の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

### 2 事業の要件を達成できない場合の措置

(1) 土地改良区又は市町村は、要件を達成することが困難と見込まれる場合にあっては、速やかに公募団体に報告するものとする。公募団体は、当該報告を受けたときは、都道府県に対しその旨を通知するものとする。

(2) 公募団体及び都道府県は、(1)の通知があったときは、要綱第17の3の手続に準じて取り扱い、要件を満たさないと認められるときは、公募団体は、土地改良区等への保全強化支援事業を打ち切るものとし、その旨を土地改良区等に通知する。

(3) 土地改良区又は市町村から保全強化支援計画に定める目標年度までに(1)の要件

達成の報告がない場合についても、公募団体は、土地改良区等への保全強化支援事業を打ち切るものとし、その旨を土地改良区等に通知する。

(4) 公募団体は、(2) 又は(3) の通知を行った場合には、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

## 第7 助成額の限度

要綱第18の2の助成額は、対象地区における受益者負担金の償還利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。

## 第8 都道府県の指導等

要綱第20の2の(1)に基づき、都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1 保全強化支援事業の実施状況についての確認及び報告
- 2 土地改良区等への農用地の利用集積等に関する助言及び指導

## 第9 保全強化支援事業の推進体制

土地改良区又は市町村は、保全強化支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する保全強化支援事業推進のための協議会を組織し、当該保全強化支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

## 第10 その他

要綱第21に基づく保全強化支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別記様式第1号

都道府県名	
当初認定年度	
認定地区番号	

# 地域生産基盤保全強化支援計画

○ ○ 地 区

(第 ○ 回変更)

○○年○○月

申請主体 ( )

借入主体 ( )

※借入主体（借入主体が複数ある場合はその代表者を記載するものとする。）

○○地区 地域生産基盤保全強化支援計画

1. 対象となる土地改良事業等の概要

都道府県名	市町村名	地区名	対象事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	土地改良区等負担額 (千円)

注：目標年度は完了年度から4年目以内又は地域生産基盤保全強化支援事業の着手から5年目以内とする。

2. 地域生産基盤保全強化支援事業の概要

(1) 償還計画

借入主体	総償還額 (千円) A	償還利息額 (円) B	償還利息額に占める 助成限度額 $C=B \times 5/6$	受益 面積 (ha)	受益 戸数 (戸)
合 計					

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

総償還額には償還利息額を含めない。

(2) 助成金交付計画

年度	年償還額(円)	うち利息相当額	本事業による助成予定額
年度			
年度			
年度			
合計			

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

(3) 担い手農地利用集積向上計画

	受益面積(ha) ①	担い手経営等農用地面積(ha) ②	担い手農地利用集積率(%) ③=②/①	備考
採択時(○年度)				
目標年度(○年度)				

(4) 高収益作物生産額向上計画

	採択時 (○年度) ①	目標年度 (○年度) ②	③=②/① × 100	備考
高収益作物生産額	千円	千円	%	

(5) 輸出事業計画連携計画

認定輸出事業者名	輸出事業実施期間	輸出品目 (産地のエリア)	連携の概要
	○年度～○年度	○○(○○市○○)	

(6) 先端的な技術を活用した生産方式との適合に関する計画

対象事業におけるスマート農業技術の導入等に資する取組

3. 推進体制

協議会名	
設立日	
代表者	
構成メンバー	

4. その他

別記様式第2号

○○年度 地域生産基盤保全強化支援事業実績報告書

1 ○○年度地域生産基盤保全強化支援事業認定状況

(単位：地区数)

都道府県名	新規 ①	継続 ②	完了 ③	全体 ④=①+②+③	変更
			( )		( )

注：完了欄、変更欄の（）内には当該年度の地区数を内数として記入する。

2 ○○年度地域生産基盤保全強化支援事業実施状況

(単位：円、地区数)

都道府県名	助成額	助成累積額	助成地区数	備考